

Ⅱ 就業支援

ひとり親家庭に対する主な就業支援について(平成30年度)

就業相談・職業紹介等

ハローワークにおける職業紹介等

- 就業支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

マザーズハローワーク事業 (199箇所※30年度新設箇所含む。)

- 母子家庭の母等の支援機関へ出張相談、託児付きセミナーの開催
- 公的職業訓練の受講あっせん

ハローワークに人材確保対策コーナーを設置 (84箇所※30年度新設箇所含む。)

- 福祉分野(介護・医療・保育)等を含めた人材不足分野について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて人材確保対策コーナーの利用勧奨等を実施。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供
- 自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、在宅就業コーディネーターによる支援を実施

被保護者就労支援事業

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施。

被保護者就労準備支援事業

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定、また、必要に応じてプログラムで策定した目標を達成した後もアフターケアを実施することにより、きめ細やかな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した訓練コースを実施。
- 訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した訓練コースを実施。
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施。
- 短時間訓練コースやeラーニングコースを実施

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母等になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをした場合に、その求職期間中に安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等職業訓練促進給付金等事業

- 1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
 - ・支給額
市町村民非課税世帯月額：100,000円
// 課税世帯月額：70,500円
 - ・支給期間
修学する期間の全期間(上限3年)

高等職業訓練促進資金貸付事業

- 高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)を貸付。5年間就業を継続した場合、返還免除とする。

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講費用の60%を支給

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 高卒認定試験合格のための講座修了後に受講費用の20%を支給
- 高卒認定試験に合格した場合に受講費用の40%を支給(最大、受講費用の6割を支給(上限15万円))

母子父子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け(平成26年10月1日から父子家庭を対象)

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練コースや短時間訓練コースを実施
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】
(受講手当月10万円、通所手当、寄宿手当)※一定の支給要件あり

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 雇止めにより離職した有期労働者等について、受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)及び解雇等と同様の手厚い給付を行う
- 倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、基本手当が60日間延長される。

再就職手当

- 早期に安定した職業に再就職した場合は支給残日数の60%~70%を支給
給付額：基本手当日額×支給残日数×60%~70%

教育訓練給付制度

- 一般教育訓練を受講修了した場合に訓練経費の20%を支給
- 専門実践教育訓練を受講した場合に、修了する見込みで受講している方と修了した方に、6か月ごとに訓練経費の50%を支給
受講修了し、資格取得等を行い、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合等に、訓練経費の20%を追加支給

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援 (助成金)

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賞金相当額の一部を助成

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により試用雇用(原則3か月)した事業主に対して月額最大5万円を支給

キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。)の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成
 - ①正社員化コース
 - ②賞金規定等改定コース
 - ③健康診断制度コース
 - ④賞金規定等共通化コース
 - ⑤諸手当制度共通化コース
 - ⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース
 - ⑦短時間労働者労働時間延長コース
- ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

両立支援等助成金

- 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給
 - 事業所内保育施設コース
 - 出生時両立支援コース
 - 介護離職防止支援コース
 - 育児休業等支援コース
 - 再雇用者評価処遇コース

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業名	支援内容
<p>1 ハローワークによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マザーズハローワーク事業 ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業 ・ 職業訓練の実施 ・ 求職者支援制度 など 	<p>子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。</p>
<p>2 母子家庭等就業・自立支援センター事業（H15年度創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度自治体実施率：97.4%（112／115） ・ 相談件数：7万8,848件 ・ 就職実人数：5,443人 	<p>母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。</p>
<p>3 母子・父子自立支援プログラム策定事業（H17年度創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度自治体実施率：64.0%（579／904） ・ プログラム策定数：6,970件 	<p>個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。</p>
<p>4 自立支援教育訓練給付金（H15年度創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度自治体実施率：94.2%（852／904） ・ 支給件数：816件 ・ 就職件数：637件 	<p>地方公共団体が指定する教育訓練講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など）を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円）を支給する。</p>
<p>5 高等職業訓練促進給付金（H15年度創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度自治体実施率：95.9%（867／904） ・ 総支給件数：7,110件（全ての修学年次を合計） ・ 資格取得者数：2,475人 （看護師 934人、准看護師 1,161人、保育士 142人、介護福祉士 61人等） ・ 就職者数：1,920人 （看護師 823人、准看護師 782人、保育士 119人、介護福祉士 53人等） 	<p>看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金（月額10万円（住民税課税世帯は月額7万500円）、上限3年）を支給する。</p>
<p>6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（H27年度創設（補正））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付件数 入学準備金：787件 就職準備金：362件 	<p>高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける。</p>
<p>7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（H27年度創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度自治体実施率：22.6%（204／904） ・ 事前相談：164件 支給件数：28件 	<p>ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部（最大6割、上限15万円）を支給する。</p>

（※）115自治体（都道府県、政令市、中核市の合計）、904自治体（都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計）

ひとり親家庭に対する就業支援関係の実績（1）

1 ハローワークによる支援

○ 母子家庭の母の職業紹介状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
紹介件数	491,240件	487,183件	448,379件	396,341件	361,077件	317,449件
就職件数	93,613件	98,077件	98,597件	94,316件	90,018件	83,100件

○ マザーズハローワーク事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
就職件数	69,137件	69,413件	72,050件	76,119件	75,297件	73,776件

2 母子家庭等就業・自立支援センター事業

○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成28年度	47か所（100.0%）	20か所（100.0%）	45か所（93.8%）	112か所（97.4%）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	101,575件	99,085件	83,581件	77,568件	79,852件	78,848件
就職件数	6,366件	6,097件	5,575件	5,489件	5,523件	4,951件

ひとり親家庭に対する就業支援関係の実績（2）

3 母子・父子自立支援プログラム策定事業

○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成28年度	42か所 (89.4%)	20か所 (100.0%)	41か所 (85.4%)	476か所 (60.3%)	579か所 (64.0%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
策定件数	7,179件	7,590件	7,175件	7,104件	7,179件	6,970件
就職件数	4,441件	4,462件	4,437件	4,250件	4,127件	3,658件

4 自立支援教育訓練給付金（※）

○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (100.0%)	737か所 (93.4%)	852か所 (94.2%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給件数	1,159件	1,234件	1,004件	647件	641件	816件
就職件数	682件	880件	675件	488件	513件	637件

ひとり親家庭に対する就業支援関係の実績（3）

5 高等職業訓練促進給付金（※）

○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (100.0%)	752か所 (95.3%)	867か所 (95.9%)

○ 総支給件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総支給件数	10,287件	9,582件	7,875件	6,961件	5,768件	7,110件

○ 資格取得者数及び就職件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資格取得者数	3,016件	3,821件	3,212件	2,804件	2,256件	2,475件
就職件数	2,442件	3,079件	2,631件	2,217件	1,785件	1,920件

（※）「4 自立支援教育訓練給付金」及び「5 高等職業訓練促進給付金」は、平成28年度より、すくすくサポート・プロジェクトに基づき、支援を拡充。

1 マザーズハローワーク事業

拠点

マザーズハローワーク(21箇所 [平成18年度より設置])

- ・ 子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

【マザーズハローワークでの相談の様子】



マザーズコーナー(178箇所※30年度新設箇所含む [平成19年度より設置])

- ・ マザーズハローワーク未設置地域であって、県庁所在地等中核的な都市のハローワーク内に設置する専門窓口。

支援サービスの特徴

求職活動の準備が整い、具体的な就職希望を有する子育て女性等を対象に、利用しやすい環境を整備の上、きめ細かい就職支援サービスを提供。

○ 総合的かつ一貫した就職支援

- ・ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・ 再就職に資する各種セミナー（パソコン技能講習など）の実施、公的職業訓練へのあっせん
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供
- ・ 求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓、事業所情報の提供
- ・ マザーズハローワーク等にひとり親専門の相談員を配置し、プライバシーに配慮した専門的な相談支援を実施

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ 職業相談中の子どもの安全面への配慮を施したキッズコーナーの設置や授乳スペースの確保
- ・ 職業相談窓口へのベビーチェアの配置

【キッズコーナー】



【授乳スペースのベビーベッド】



【保育所情報】



2 母子家庭等就業・自立支援事業

事業内容

※平成15年度から実施

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

《平成28年度》

- 実施か所：137か所
- 相談件数：78,848件
- 就職件数：5,443件

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談等

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施等

相談関係職員研修支援事業

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の8つの支援メニューの中から、地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択して実施

※ 面会交流支援事業については、平成28年度から一般市等就業・自立支援事業のメニューに追加。

- ・「地域生活支援事業」を「養育費等支援事業」と改称し、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施する。（平成28年度から）
- ・「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」と改称。（平成28年度から）

【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村
(事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

ひとり親家庭の在宅就業推進事業

※平成27年度から実施

目的

- 在宅での就業を希望するひとり親に対し、在宅業務を適切に行うために必要なノウハウ等を習得するための在宅就業コーディネーターによる支援を通じ、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援する。
（在宅就業に必要な基本的なスキルの習得が必要な場合には、母子家庭等就業・自立支援センター事業で行われている訓練等を活用）

事業内容

- 実施主体又は委託を受けた事業実施者は、在宅就業希望者等を対象としたセミナーや在宅就業者同士の情報共有に資するサロンの開催、在宅就業に係る業務の調達、在宅就業者への業務発注、在宅就業者が納入した業務の検収と納品等を行う。
- 在宅就業コーディネーター（在宅就業に関する知識やひとり親家庭への自立支援に理解を有する者等）を配置し、発注業者との契約締結の方法や業務スケジュールの管理等在宅就業者へのサポートを行う。

実施体制・実施方法

- 事前に在宅就業希望者等からの相談に応じ、その者が望む在宅就業の形態等を聞き取り、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、一定の知識や技術等を有することを確認する。
- 在宅就業希望者等と請負契約を結んだ上で、発注、報酬の支払いを行う。その際、在宅業務の内容、実施方法（業務の作業手順等）等の説明を行う。
- 事業実施者及び発注企業のインセンティブを高めるため、支援対象者数等に連動した委託費の支払や多数の業務を発注した企業の公表を行う。

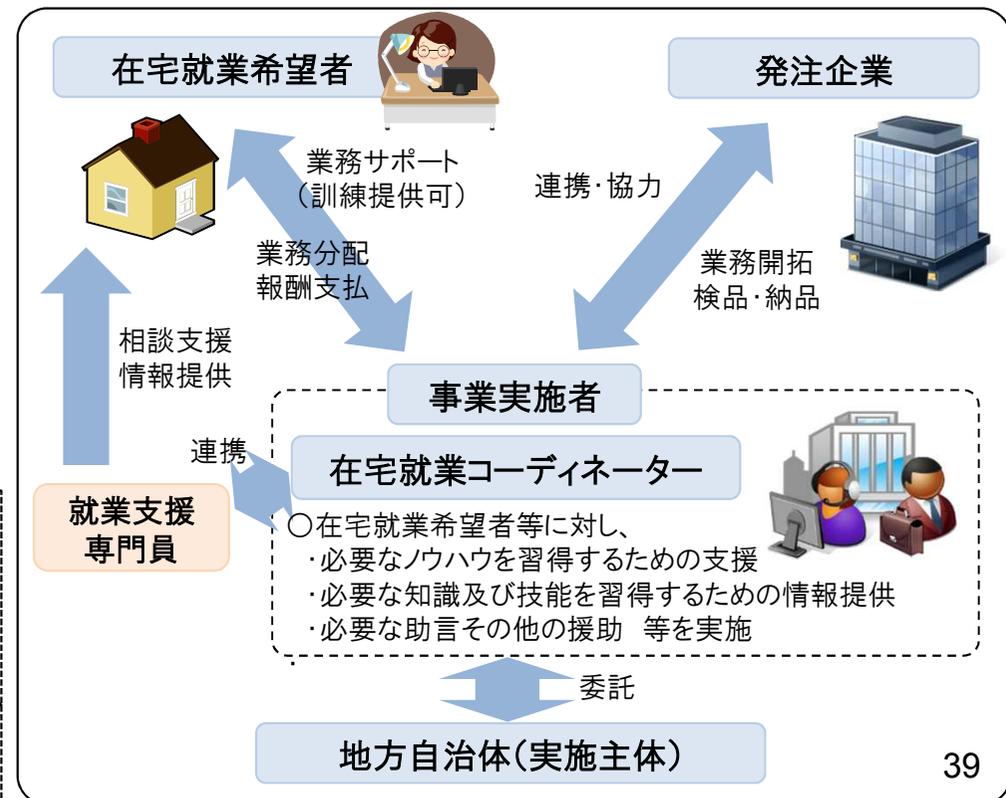
【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等
（事業の全部又は一部を委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

【29実施か所】 7都県市区（青森県、東京都、岐阜県、名古屋市、大阪市、八王子市、練馬区）

（注）下線の都県区は、在宅就業コーディネーターを配置

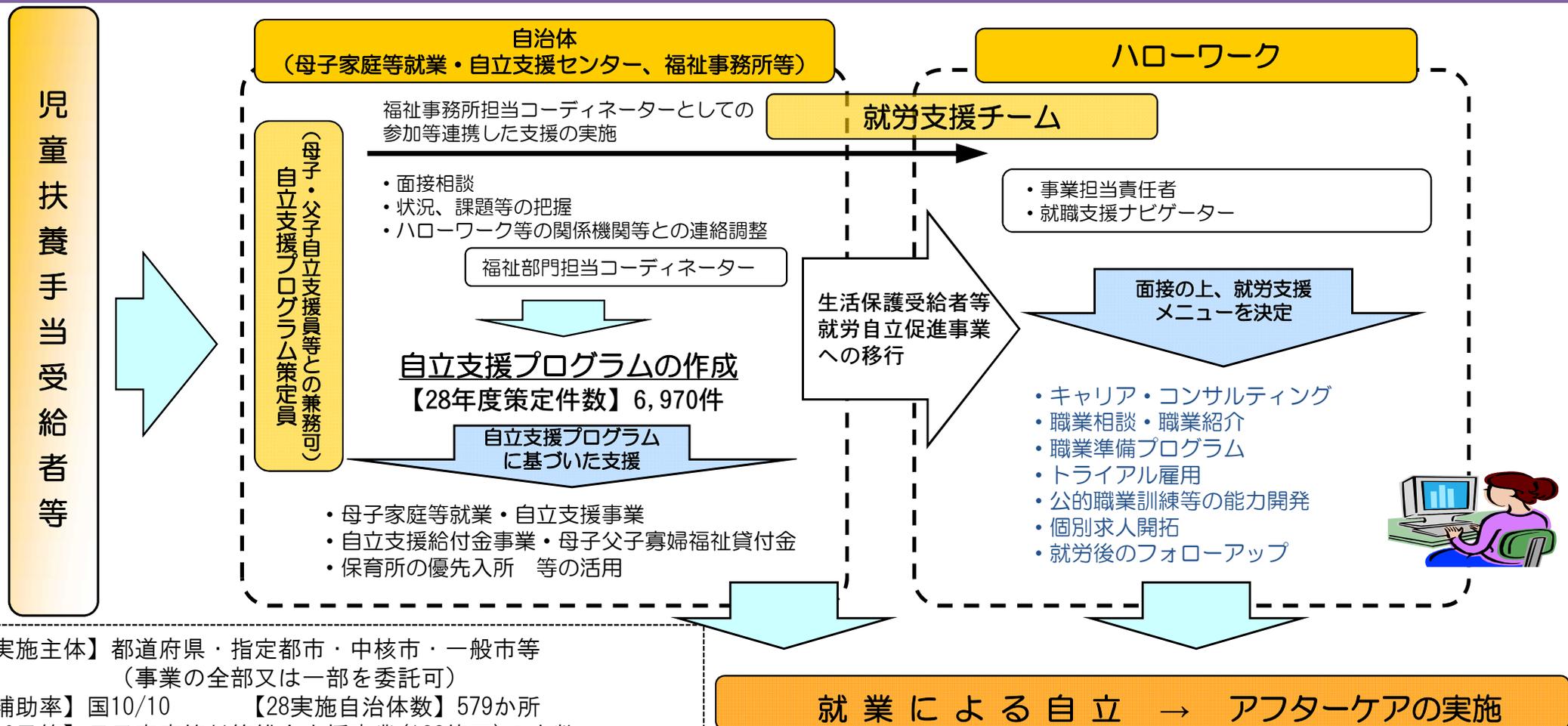


3 母子・父子自立支援プログラム策定事業

※平成17年度から実施

事業内容

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるように支援を行う。
- また、母子・父子自立支援プログラムと連携して就労支援を行うため、ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施する。



【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等
(事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】 国10/10 【28実施自治体数】 579か所

【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

【28実績】 自立支援計画書策定件数：6,970件 就業実績：3,658件

4 自立支援教育訓練給付金

※平成15年度に創設

目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

- 実施主体の自治体の長が指定。
 - ① 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座
 - ② 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座《対象講座の例》 簿記検定試験、介護職員初任者研修、医療事務検定試験、Word文書処理技能検定試験 等

支給内容

- ① 雇用保険法の規定による一般教育訓練給付金の支給を受けることができない者
対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円）（ただし、6割相当額が12,000円を超えない場合は支給しない。）
- ② 雇用保険法の規定による一般教育訓練給付金の支給を受けることができる者（平成29年度より追加）
 - ①に定める額から一般教育訓練給付金の額（受講料の2割相当額 上限10万円）を差し引いた額

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業（122億円）の内数

支給実績《平成28年度》

【支給件数】 816件 【就職件数】 637件

5 高等職業訓練促進給付金

※平成15年度に創設

目 的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

対象資格

- 就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

支給内容

【支給対象期間】 修業する全期間（上限3年）

【支給額】 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

※ 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大。（平成30年度より）

実施主体等

【創 設】 平成15年度

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

【30予算額】 母子家庭等対策総合支援事業（122億円）の内数

支給実績《平成28年度》

【総支給件数】 7,110件（全ての修学年次を合計）

【資格取得者数】 2,475人（看護師 934人、准看護師 1,161人、保育士 142人、介護福祉士 61人など）

【就 職 者数】 1,920人（看護師 823人、准看護師 782人、保育士 119人、介護福祉士 53人など）

高等職業訓練促進給付金 事業実績

○総支給件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総支給件数	10,287件	9,582件	7,875件	6,961件	5,768件	7,110件

○資格取得者数及び就職件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資格取得者数	3,016件	3,821件	3,212件	2,804件	2,256件	2,475件
就職件数	2,442件	3,079件	2,631件	2,217件	1,785件	1,920件

○資格取得の状況(平成28年度実績)

	資格取得者数 (カッコ内は割合)	資格取得者のうち就業に結びついた人数			
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
看護師	934人 (37.7)	823人	806人	16人	1人
准看護師	1,161人 (46.9)	782人	678人	101人	3人
保育士	142人 (5.7)	119人	94人	23人	2人
介護福祉士	61人 (2.5)	53人	46人	7人	0人
作業療法士	30人 (1.2)	28人	28人	0人	0人
理学療法士	23人 (0.9)	19人	16人	2人	1人
歯科衛生士	32人 (1.3)	26人	24人	2人	0人
美容師	19人 (0.8)	16人	13人	2人	1人
社会福祉士	10人 (0.4)	4人	3人	0人	1人
その他	63人 (2.5)	50人	41人	5人	4人
合計	2,475人 (100.0)	1,920人	1,749人	158人	13人

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練給付金の概要

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内(注1)にある者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給するもの

(注1)妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大20年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

支給要件

- 支給要件期間(注2)3年以上(初回の場合は2年以上)
- 当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給していないこと

(注2)教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

給付の内容

- 教育訓練に要した費用の50%相当額(上限年間40万円)を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給
- 加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された者(注3)又は雇用されている者には、教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給

(注3)一年以内に雇用されることが困難な者として職業安定局長が定める者を含める。

教育訓練支援給付金の概要

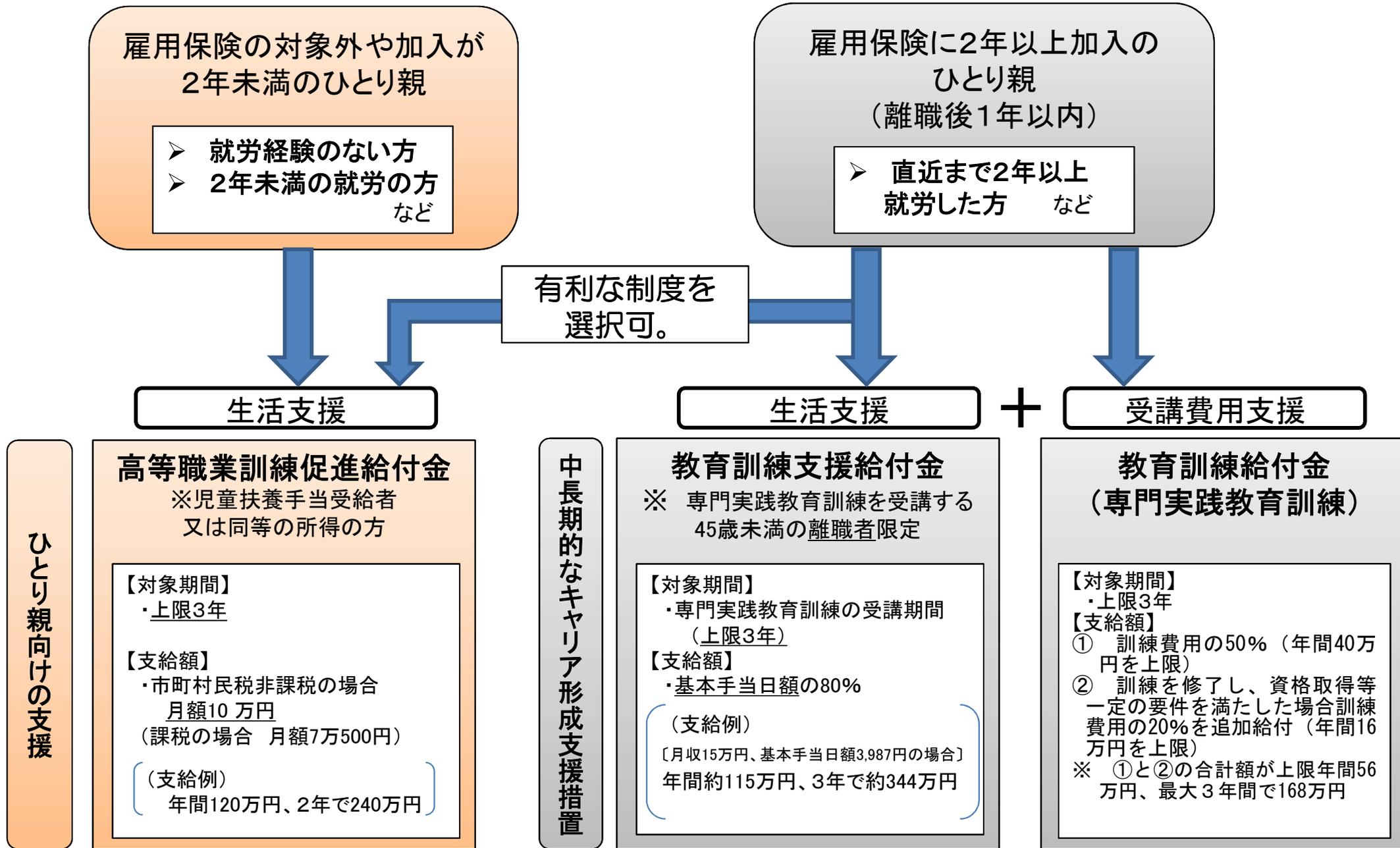
専門実践教育訓練を受講する若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%相当額を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成33年度末までの暫定措置)

支給要件

次の全てに該当する場合に教育訓練支援給付金を支給する。

- (1) 45歳未満の離職者
- (2) 訓練開始前に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと
- (3) 当該専門実践教育訓練の修了が見込まれない者等でないこと

看護師・保育士等の資格取得を目指す母子家庭の母等への支援



(注1) 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金を2回目以降に受ける場合は、3年の被保険者期間が必要
 (注2) 雇用保険に加入していた者については、失業給付を受けられる場合がある。
 (注3) このほか、働いていない方については、公共職業訓練や求職者支援制度を受けられる場合がある。

6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

※平成27年度から実施

目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者。

貸付額

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付。
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付。
※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

貸付金の返済免除

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

実施主体等

- 【実施主体】 ①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）
- 【補助率】 ①の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）
②の場合：定額（9/10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

貸付実績《平成28年度》

- 【入学準備金】 787件
【就職準備金】 362件

7 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

※平成27年度から実施

目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

対象者

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

対象講座

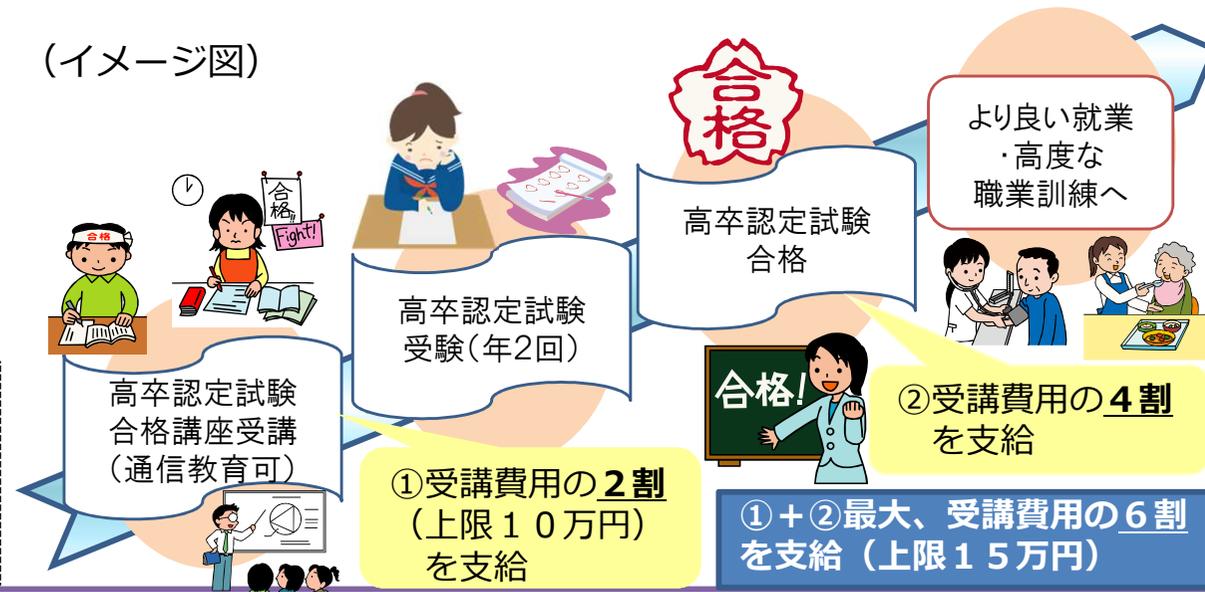
- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

支給内容・実施主体等

- ① 受講修了時給付金
受講費用の2割（上限10万円）
- ② 合格時給付金
受講費用の4割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）
※受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村
【補助率】国3/4、都道府県等1/4
【30予算】母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数
【28事業実施自治体数】204自治体
【28支給実績】事前相談：164人 支給者数：28人

(イメージ図)



母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18（2006）年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成29（2017）年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる1社を表彰した。

【平成29年度表彰企業】

株式会社ヨシケイ富山（富山県高岡市）

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000195741.html>

平成29年度 はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰 受賞企業等の紹介

株式会社ヨシケイ富山(富山県高岡市)

企業等の概要

ヨシケイでは、「つくる人から笑顔に。」を合言葉に、食卓が笑顔であふれるような、明るく幸せな家庭像を守りたいと考えています。「楽しい食卓・明るい家庭」を一軒でも多くのご家庭に実感して頂くことを目指して、日々活動しています。

- *全従業員に占めるひとり親の割合18.2%
- *全従業員に占める正社員であるひとり親の割合 18.2%
- *ひとり親家庭の親の平均勤続年数 7年7ヶ月

具体的な取り組み

- 多くの女性が活躍しており、母子家庭の社員が多数就労しています。
- ひとり親家庭の方も、ワークライフバランスのとれた働き方ができるよう、家庭(子育て)と仕事を両立させ、安心して働ける職場づくりを大切にしています。
 - ①定時退社の推奨し、ひとり親家庭の社員も安心して働ける環境づくり
 - ②家庭の都合による急な休みでもバックアップできる体制の充実
 - ③家事や育児など家庭の不安や問題にも相談に応じることのできる職場づくり
 - ④有給休暇を取得しやすい環境づくりによる、仕事とプライベートの充実
 - ⑤キャリアアップに向けた支援制度の充実



企業からのメッセージ

笑顔で商品の受け渡し。毎日の配達を楽しみに待っているお客様も多く、お客様との会話で学ぶことが沢山あります。人の温かさや優しさを感じることが出来る職場を作り、働く母子家庭のみなさんを応援しています。